



平成24年6月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 林 和宏 編集担当責任者 番井 菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>
〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

きりちゃんが行く!



インタビュアー

星野次郎 千貝愛 安東朋美

小樽北しりべし成年後見センター



平成24年4月の老人福祉法改正によって、市民後見人の養成は、各市町村の義務とされました。

今回は平成22年に設立され、北海道内で初めて市民後見人を養成している「小樽・北しりべし成年後見センター」で、所長の志久旭さんと相談員の重藤一郎さんにインタビューしてきました。

そもそも成年後見制度とは？

病気や障がいによって判断能力が低下し、適切な契約や財産管理ができなくなった方を守るために、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、後見人がご本人に代わって契約や財産管理を行う制度です。

：設立過程について教えてください。

だ： 小樽市の高齢者の懇談会「杜（もり）のつどい」が成年後見制度に関心を持ち、市民後見人の養成講座を始めることになったのが始まりでした。

その後、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職が養成講座をバックアップをすることになり、小樽市や裁判所との協議を経て、小樽市社会福祉協議会が運営する「小樽・北しりべし成年後見センター」が設立されました。

市民の方から市民後見人養成の動きがあったのは、全国でも例がありません。

当時小樽市では、成年後見制度について、どこに相談したらいいのかわからない人が多く、市民も制度を支援する窓口の必要性を感じていたのでしょう。

：どのような活動をしているのですか

だ： 市民後見人を養成して、実際に成年後見業務を行うほか、後見制度に関する相談を受けたり、家庭裁判所への申立の支援をしたりしています。

カバーしている範囲は、小樽市・余市町・仁木町・古平町・積丹町・赤井川村です。

：市民後見人とは何ですか？

だ： 成年後見人には原則誰でもなれるのですが、家庭裁判所は一般的に親族または専門職を選任します。ご近所に住んでいる一般の方が後見人に選任されることはありません。

当センターの市民後見人とは、親族でも専門職でも無い人で、当センターの市民後見人養成講座を受講して、後見人の活動をしようとして当センターに登録した人です。

家庭裁判所と協議の上、小樽市社会福祉協議会が法人として後見人に就任し、平成24年度からは、市民後見人1名と当センターの職員1名とがペアになって、後見事務をしています。

：市民後見人養成講座とはどんなものですか？

だ： 毎年、基礎編と実践編を開催し、成年後見制度の理念と仕組み、後見人の職務と役割(身上監護、財産管理)などの講義を受けてもらいます。


また、登録済みの市民後見人のスキルアップを図るため、毎月1回、フォローアップ講座を開催しています。

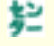
：市民後見人の数・就任件数を教えてください。

だ： 現在登録している市民後見人は29名です。40代以下が3名、50代が7名、60代が


18名、70代以上が1名です。仕事をしている人がほとんどのため、みなさん時間を調整しながら後見人として活動されています。


就任件数は、現時点で31件、センターが開始されてから総計36件です。

 : 市民後見人はどのような活動をするのですか

 : 家裁への報告等は当センターの職員が担当することになっているので、ご本人（成年後見制度を利用している人）と面会したり、お金を下ろしてご本人に届けたりするのは市民後見人がしています。

なにか困ったことがあったら、すぐにセンター職員に相談してもらっています。


 : 後見制度を利用している方はどんな方ですか


 : 当センターの引き受けている案件は、圧倒的に低所得の方が多いです。ご本人にお金が無くて、後見人の交通費も出すことができず、センターの予算から支払っているケースもあります。

また、不動産をお持ちでも、売れないため、建物の管理や除雪で悩むケースも多いです。





お仕事風景

 : 低所得者のご本人が多いということですが後見人の報酬はどうなっているのですか

 : 後見人の報酬は、家庭裁判所が金額を決めて、ご本人の財産の中から支払われることになっています。

ご本人がお金がある方の場合は、ご本人の財産の中から報酬を受け取りますが、お金が無い方の場合は、市町村の成年後見制度利用支援事業の予算から報酬をいただきます。報酬は小樽市社会福祉協議会がいったん全額を受け取り、市民後見人には、その一部を毎月支払っています。


 : 課題はありますか？

 : ① ご本人がお金の無い方の場合、後見人がつく前に滞納していた施設入所費や公租公課、ご自宅を残して施設入所した方のご自宅の屋根の除排雪費用などを立替え清算するための財源を確保する必要があります。

② 先ほども申し上げたように、現時点の就任件数は31件ですが、このほかすでに10件程が予定されているうえ、今後も増加が見込まれます。市民後見人とペアになって後見業務を担当する当センターの専門職員は4名（うち、1名は4月採用で後見業務の就任には、もう少し時間を要します。）ですので、就任件数の限度もちらつきます。したがって、事務処理の効率化を図るとともに、市民後見人の養成は、もちろん、業務範囲の拡大を含め、スキルアップを図っていかねばなりません。

③ また、小樽市以外の町村の案件が少ないという問題もあります。

 : なぜ小樽市以外の町村の利用が少ないのでしょうか？

 : 制度に対する知識と理解が行き渡っていないということもありますが、町村では、まだまだ親類縁者・隣近所のつながりが残っていて、認知症になっても周りの人が支えてくれているという状況があるのではないかと考えております。

なお、セミナーや特別相談会を町村で開催していく必要があると考えています。

編集後記

高齢化が進み、成年後見制度の利用者も増えている中、今後市民後見人に対する期待もどんどん高まっていくと思います。

北海道で初めて市民後見人の活動を始められたセンターさんのお話は大変勉強になりました。

志久さん、重藤さんありがとうございました！

(A. C)

司法書士会からの

お知らせ



● 8月3日は「司法書士の日」です。

当日は、「一日司法書士」企画を行う他、翌8月4日には札幌駅前通地下歩行空間で、相談ブースを3つご用意し、無料の相談会を実施します。ぜひご案内ください。

8月4日（土） 札幌駅前通地下歩行空間
10:00~16:00

お詫びと訂正

4月に「きりばたけ通信13号」をお届けいたしました。4月号は「12号」の誤りでした。

訂正してお詫びいたします。